

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 日光市 (都道府県: 栃木県)
 本事業の担当部局名 地域振興部 地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)		新規				
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度	年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	12,000,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 第2期日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、出会いから結婚・出産・子育ての一連を総じて少子化対策として、各分野にて個々に、結婚を希望する市民に対するマッチングサービス提供や子育て世帯への助成などを推進してきた。庁内で少子化対策プロジェクトチームを編成し、研究してきた中で「自然な出会いと交流の場づくり」「男女共同参画意識向上」「子育て世帯経済支援」「地域教育の充実化」などの取り組みを強化する必要性が浮き彫りとなった。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 上記のこれまでの全体像と大きな相違はなく、各分野の所管課が事業を継続・新規実施を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第2期日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に「定住促進」「出産・子育て環境の整備」の戦略設定があり、それぞれに目的として、「日光で暮らすきっかけづくり」や「結婚・出産・子育てを希望する人の希望が叶う環境であること」が設定されており、当該補助の実施によって、各目的に対する効果が期待できる。 また、少子化対策を結婚・出産・子育ての3段階で考える場合、その初期段階である結婚の支援を拡充する。また、日光市への定住を促すため、住居に係る費用を補助する。</p>							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 無								
※(注)3 【その他独自要件】								
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に加入すること ・市税を滞納していないこと 								

2. 申請見込

①新規世帯見込

20	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	20 世帯
その他	0 世帯

②継続世帯見込

	世帯
--	----

【世帯数積算根拠】

同一補助を実施していた年度の実績に基づき20世帯とする。

H29…17件
H30…26件
R1…15件

(参考)

【令和5年度申請状況】

未実施	世帯
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	20	世帯	×	600,000	円	=	12,000,000	円
(その他)	0	世帯	×	300,000	円	=	0	円
(継続補助)								

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市HP及び市広報誌への掲載等

KPI項目		単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	出生数の減少を抑制する	人	315 (R6)	292 (R1)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.22 (R2)		
	婚姻件数	件	242 (R4)		
	婚姻率		3.14 (R4)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	67 (R1)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	41.7 (R1)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	85	83.3 (R1)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県のホームページ等で広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。